

最低制限価格の改正について(工事・委託)

下記に示すとおり、工事・委託における最低制限価格の改正を行いますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いいたします。

(1)適用時期

○令和6年4月1日以降の入札執行通知分から適用

(2)改正の内容

○最低制限価格を以下のとおり改正します。

【工事】

工事・業務種別	備 考	現行	改正
土木・建築工事		90%	92%
解体工事		80%	

【委託】

工事・業務種別	備 考	現行	改正
委託	国、県が策定した各種標準積算基準に基づき算出された下記の業務 ・測量業務、・建築関係建設コンサルタント業務 ・土木関係コンサルタント業務、・地質調査業務 ・補償関係コンサルタント業務	75%	80%
	見積徴取に基づき算出された業務	2/3	

(3)ランダム係数(現行から改正無し)

- ・入札執行者が操作するパソコンにおけるランダム係数等に基づき算出された係数
- ・ランダム係数の変動範囲は、1.000～1.005